

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和5年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和5年10月11日(水) 午前9時30分～午前10時12分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：森本副会長、内野委員、小川委員、乃一委員、森林委員、山田委員 欠 席 者：佐々木会長、加園委員、原田委員、比留間委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任(法務係)
報 告 事 項	(1) 市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況 (2) その他
議 題	—
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	—
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=委員、 ●=事務局等)	<p>○ それでは、ただ今から令和5年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。本日は、御多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本審議会の会議は、「武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領」第2条の規定により「公開」を原則としております。本日の会議につきましては、会議開会前に文書法制課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断いたしましたので、原則どおり公開により開催いたします。</p> <p>報告事項 (1) 市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況</p> <p>○ 報告事項(1)「市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況」について、事務局に報告を求めます。 ● 報告事項(1)「市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況」について、御説明いたします。 会議次第の1ページ及び報告資料1から3までを御覧ください。 今回は、制度移行後、最初の会議となりますので、簡単にではありますが、条例の規定から御説明させていただきます。 令和4年度に皆様の御協力を賜り制定に至りました「武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例」第9条では、市長が審議会に報告する事項について規定されています。 第1号では、「市の機関における法第69条第2項本文の規定による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供」と規定されていますが、これは、旧制度における報告事項でありました「保有個人情報の目的外利用及び外部提供の届出の状況」に相当するものです。なお、こちらにつきましては、令和5年4月1日付けで法に基づく個人情報保護制度に移行した関係で、現時点で実績がまとまっておりませんので、今回の会議では報告を省略させていただきます。 第2号では、「市の機関における法第75条の規定による個人情報フ</p>

ファイル簿の作成及び公表の状況」と規定されていますが、これは、新制度において、新たに個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられたことから、その状況を御確認いただくべく報告事項としたものです。ここで御報告するのは、こちらになります。

それでは、改めまして報告事項(1)「個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況」について、御報告いたします。

武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定された市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況は、市長5件、教育委員会8件、選挙管理委員会1件となっており、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会につきましては、作成及び公表が義務付けられる個人情報ファイルがなかったことから、ファイル簿の作成をしておりません。

それぞれの機関におけるファイル簿の詳細につきましては、報告資料1から3までのとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

#### 【主な意見等】

- 資料として送っていただいた個人情報ファイル簿について、送付書類一覧には「個人情報ファイル簿（市長）」等と記載されていますが、報告資料1から3までの名称と一致しないため、混乱しました。

また、ファイル簿の一覧には番号が振られています。個票には振られていないため、検索が困難と感じました。改善をお願いします。

- 対応します。
- 個人情報ファイル簿が作成されたのは、令和4年度ということでしょうか。
- お見込みのとおりです。個人情報ファイル簿の作成及び公表を地方公共団体に義務付ける改正個人情報保護法の施行が令和5年4月1日であったことから、事前準備として令和4年度に作成したものです。
- 改正法の施行に当たり各部署への個人情報保護制度に係る研修等は行われたのでしょうか。
- 職員に対する書面による通知及び注意喚起はしておりますが、対面やWebによる研修等は実施できていません。必要性は認識しておりますので、今後、体制を整備していきたいと考えています。
- 旧制度においても、職員の失念等により何年も前の事項が報告される事例が多くありました。個人情報は非常に重要なものと考えていますので、遺漏のないようお願いします。
- 市長部局の34番「生活保護システム情報ファイル」を見ると、記録項目に個人番号が含まれていません。現在は、マイナンバーカードに健康保険証機能が付随し、それにより情報連携する場合がありますが、対象者がマイナンバーカードを持っている場合、記録項目としては記載されないのでしょうか。
- 記録項目として「個人番号」が記載されていませんが、生活保護事務は個人番号利用事務です。記載されていない理由を所管部署に確認し、必要に応じて修正をします。
- 障害福祉課の33番「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・療養介護医療費・地域生活支援事業費等給付対象者ファイル」には記録項目として個人番号が記載されていますが、32番「身体障害者（児）手帳所持者管理ファイル」には記載されていません。  
これは、個人番号の利用が認められていないということでしょうか。それとも、番号法で個人番号の利用が認められていないにもかかわらず

利用する場合に記録項目として「個人番号」を記載し、法律で利用が認められている場合は、あえて記載することはしないということなのでしょうか。

- 個人番号を保有する場合は、個人情報ファイル簿に記録項目として記載します。

障害福祉課の32番「身体障害者（児）手帳所持者管理ファイル」を利用する事務では、個人番号が記載された交付申請を受けますが、市は、当該申請書を東京都に進達するのみであるため、当該ファイルで個人番号を管理する必要がないと判断したのではないかと考えます。

- 他のファイルも同様の考え方で、申請時には個人番号が必要であったとしても、管理する際に不要であれば保有はせず、記録項目にも記載されないということでしょうか。

- お見込みのとおりです。

- 要配慮個人情報に関する枠がありますが、要配慮個人情報とは具体的にどのようなものでしょうか。

- 思想、信条、宗教など、取扱いに配慮が必要なものとして定められた個人情報を指します。

- ここには含むか含まないかしか記載されないようですが、具体的にどういった情報を記録するかについては、記載しなくてよいのでしょうか。

- 「含む」とされている場合、記録項目として記載されている障害や病歴といったものが要配慮個人情報に該当すると予想はできますが、御指摘のとおり明確にどのような情報かということとは分からない様式となっています。

- ただ、本市のファイル簿は、国が示した様式例を基に作成されたものであるため、問題はないと考えています。

- 余談ですが、先ほどの障害者手帳の例では、市民が一定の障害を有することとなった場合、市に対して個人番号を記載した申請書を提出しますが、実際に審査をするのは都道府県となります。

都道府県は、個人番号に他の情報の紐づけを行いますが、これまでの報道では、他人の情報を紐づけてしまうなどの誤りが都道府県において発生したと報じられました。正確な報告等は受けておりませんが、都ではこのような紐づけ誤りは発生していないのではないかと思います。

- 本市においてもないということでしょうか。

- お見込みのとおりです。

- 個人番号により照会できる情報の一覧などにより、実際にどのような情報が個人番号により取得されているかを把握することはできるのでしょうか。また、無関係の情報を含めて提供されてしまうようなことはないのでしょうか。

- 番号法に関連する法規で照会できる情報は指定されていますが、実際に、それぞれの事務においてどのような情報を照会しているかについては、実務担当者を確認する必要があります。

- 従前は紙で照会をしていましたが、個人番号による照会の場合、情報提供ネットワークシステムにより照会及び提供が行われます。その場合、所管部署が照会したもの以外の項目は提供されないと考えられますが、実務を担当していないので、実際のところは把握できておりません。

- それは、国レベルの仕組みなのでしょうか。

- お見込みのとおりです。

- 確実に提供されないのか確認をお願いします。

- 確認します。次回の報告だと相当先になってしまいますので、会議録の確認を依頼する際にでも、併せて報告させていただきたいと思ます。
- 教育委員会の3番「児童・教職員健康診断ファイル」について、収集方法に「本人からの申し込み」というものがありますが、これはどういう意味なのでしょう。
- 児童や教職員が健康診断の申込みを行う際に、申込書に個人情報に記載するため、このような表現になっているものと考えます。
- 4番「学校給食費収納管理システムファイル」には、記録項目として「学歴」が記載されています。学校給食費の管理において、学歴は必要な情報なのでしょう。
- 作成当時、所管部署の担当者に確認した際、卒業等した後も未収納状態が続いている方がおり、それらの方が、いつ、どの市内小・中学校に在籍していたかを「学歴」として保有するものであると回答を受けた記憶があります。

#### 報告事項

##### (2) その他

- 報告事項(2)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 報告事項(2)「その他」として、「令和5年度以降の会議開催予定」について、御報告いたします。

なお、当該報告事項は、本日の会議にかかる日程調整と併せて既に書面にて通知済みですが、会議の場で改めて御説明させていただくものです。

会議次第の3ページを御覧ください。

「武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例」第10条には、審議会への諮問事項が規定されておりますが、旧制度から内容が大きく変わっております。具体的には、審議会への諮問が、条例の改正をしようとする場合、独自の個人情報保護施策を実施する場合等に限定されることとなり、個別の個人情報の取扱いについて御審議いただくことがなくなりました。

また、市議会が独自に制定した「武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例」第50条にも、議会が本審議会に諮問する場合の規定がございますが、こちらは市の条例よりも抽象的な規定となっておりますが、おおむね同様の考え方で運用されると考えられます。

以上のことから、今後、随時の諮問に基づき会議を開催する機会は減少すると見込まれます。

そこで、令和5年度以降は、委嘱の時期を考慮し、10月を基本として定例的に会議を開催し、前年度における報告事項について御報告することとさせていただいたものです。

以上で、報告を終わります。

#### 【主な意見等】

- 1年に1回、10月に開催予定ということですが、委員の任期は2年でよろしかったのでしょうか。都度改めて委嘱されるのでしょうか。
- お見込みのとおり1年度に1度、10月に会議を開催し、委嘱については、2年に1度行います。

- 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。  
これで、令和5年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了しま

	す。本日は、大変御苦勞様でした。
	以 上

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者： _____ 0 人
	( )	

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：	)
	<input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：	)

庶務担当課	総務部 文書法制課 (内線：385)
-------	--------------------